

役員及び評議員の報酬
並びに費用弁償に関する
規程

社会福祉法人えぽっく

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人えぽっく（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 使用人兼務役員とは、法人の給与規程に基づき給与を受ける役員をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 法人の役員及び評議員が、法人の業務についたとき又は会議に出席したときの報酬は下記のとおりとする。

- 2 おおむね4時間以内を0.5日とし、5,000円とする。4時間を超える場合は1日とし、10,000円とする。
- 3 使用人兼務役員には、理事会及び評議員会に出席したときに、第2項の額を支給する。

(理事長等の報酬)

第4条 理事長の報酬については、年間3,000万円、月額250万円の範囲とし、理事会において決定し、評議員会が承認した額とする。

- 2 常勤役員のうち、使用人兼務役員以外の報酬については、年間1,200万円、月額100万円の範囲とし、理事会において決定し、評議員会が承認した額とする。

(報酬等の額の決定)

第5条 この法人の全理事の報酬総額は、年間4,200万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 3 この法人の全評議員の報酬総額は、年間50万円以内とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬は通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(費用弁償)

第7条 この法人は、役員及び評議員が理事会並びに評議員会に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を法人の旅費規程に準じて弁償する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は、平成29年6月27日から施行する。

この規程は、平成29年12月8日から施行する。

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

この規程は、令和6年10月1日から施行する。